

大分大学大学院工学研究科専門委員会細則

令和 3 年 3 月 3 0 日 制 定
令和 3 年工学研究科細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学大学院工学研究科委員会規程（平成 2 7 年工学研究科規程第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(専門委員会)

第 2 条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員会とする。

- (1) 大分大学大学院工学研究科企画運営会議
- (2) 大分大学大学院工学研究科教務委員会
- (3) 大分大学大学院工学研究科学生生活委員会
- (4) 大分大学大学院工学研究科入試委員会
- (5) 大分大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導委員会
- (6) 大分大学大学院工学研究科博士後期課程学位授与判定委員会

(構成員の特例)

第 3 条 前項に規定する専門委員会の委員長は、必要と認める研究科委員会構成員を当該専門委員会の審議に加えることができる。

(研究科委員会構成員への報告)

第 4 条 専門委員会が議決を行ったときは、速やかに研究科委員会構成員に対し、その審議の経過及び結果について報告しなければならない。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年工学研究科細則第 1 号）

この細則は、令和 5 年 6 月 1 4 日から施行する。